

滋賀県男女共同参画審議会規則

平成 14 年 4 月 1 日

滋賀県規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条

この規則は、滋賀県男女共同参画推進条例(平成 13 年滋賀県条例第 62 号)第 21 条第 7 号の規定に基づき、滋賀県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条

審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条

審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条

審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条

審議会の庶務は、企画県民部男女共同参画課において処理する。

(委任)

第6条

この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。